

## 決裁・供覧

件名	損害賠償請求事件 [REDACTED] に係る準備書面の提出について			文書番号 財理第4146号	
伺い文	標記の件について、別案のとおり、大阪法務局経由で大阪地方裁判所へ提出してよろしいか伺います。 (決裁終了後、追記事項あり)				
起案	起案日	令和3年12月13日	受付日		
	部署	財務省 理財局 国有財産業務課 国有財産審理室	決裁	決裁処理期限日 決裁日	令和3年12月13日
案	起案者	[REDACTED]	施	施行処理期限日 施行日	
	連絡先	[REDACTED]	行	施行先 施行者	
分類名	大分類	令和3年度訴訟事件		取扱上の注意	
	中分類	主張・立証			
取扱区分	名称(小分類)	決裁文書			
	秘密区分	なし			
取扱区分	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け 取扱制限	2
	指定事由		保	行政文書保存期間 保存期間満了時期	特定日以後10年(訴訟) 特定日以後10年(訴訟)
決裁・供覧欄					
備考欄					

大臣官房 秘書課 事務次官室  
矢野 康治 (財務事務次官) 【済】

大臣官房 秘書課  
新川 浩嗣 (官房長) 【済】

大臣官房 文書課  
中島 朗洋 (課長) 【済】

大臣官房 文書課 法令審査室  
【済】

大臣官房 秘書課  
吉野 維一郎 (課長) 【済】

大臣官房 秘書課  
【済】

大臣官房 秘書課  
【済】

決 理財局  
角田 隆 (局長) 【済】

裁 理財局  
嶋田 俊之 (次長) 【済】

理財局 総務課  
石田 清 (課長) 【済】

理財局 総務課  
【済】

供 理財局 国有財産企画課  
柴田 智樹 (課長) 【済】

理財局 国有財産企画課  
【済】

覽 理財局 国有財産企画課  
【後闇】

欄 理財局 国有財産業務課  
吉田 修 (課長) 【済】

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室  
梅野 雄一朗 (室長) 【済】

(決裁終了後、追記事項)  
被告国指定代理人の認印を押印

決  
裁  
終  
了  
後  
追  
記  
事  
項  
欄

(説明)

1. 経緯

- 令和3年10月6日付で原告準備書面（2）が提出された。これを受け、同年12月8日付で被告国第3準備書面を提出した。

2. 被告国第4準備書面の提出

- 法務省と協議の上、別添のとおり、被告国第4準備書面を提出することとした。

3. 今後のスケジュール

令和3年12月15日（水） 進行協議期日

(以上)

■ 損害賠償請求事件

原 告 ■

被 告 国ほか1名

被告国第4準備書面

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事部合議2係 御中

被告国指定代理人 磯 谷 武 司 代

日 向 輝 彦 代

引 地 富美子 代

瀧 澤 昌 樹 代

大 西 勝 代

細 谷 鈴 路 代

澤 口 舜 代

西 林 秀 隆 代

市 本 芳 宏 代

坂 手 立

代  
石 田 清

代  
土 山 哲 広

代  
閻 口 雄 介

代  
吉 田 修

代  
梅 野 雄 一 朗

代  
當 間 和 幸

代  
山 崎 恭 平

代  
吉 野 維 一 郎

代  
渡 辺 政 顯

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1（3ページ）における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

## 第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫（亡俊夫）が作成したファイラー式（本件文書の写し）など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉体面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上

正本

控

損害賠償請求事件

原告

被告 国ほか1名



被告国第4準備書面

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事部合議2係 御中

被告国指定代理人 磐谷武司 代

日向輝彦 代

引地富美子 代

瀧澤昌樹 代

大西勝 代

細谷鈴路 代

澤口舜 代

西林秀隆 代

市本芳宏 代

坂手立

石田 清代

土山 哲廣代

関口 雄介代

吉田 修代

梅野 雄一朗代

當間 和幸代

山崎 恭平代

吉野 維一郎代

渡辺 政顕代

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1（3ページ）における  
請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

## 第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、  
労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫（亡俊夫）が作成したファイ  
ル一式（本件文書の写し）など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出して  
きた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加  
主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、  
強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友  
学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及  
び肉体面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに  
至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決  
裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原  
告の請求を認諾するものである。

以上